

2024年9月

お客さま各位

株式会社岩手銀行

投資信託・公共債の関連規定等の改正について

平素より岩手銀行をお引き立て賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、お客さまの利便性向上と紙資源の節約を図ることを目的に、以下のとおり投資信託と公共債の申込手続きを見直し、関連規定等の改正を行います。なお、改正後の関連規定等は当行ホームページに掲載いたします。

【改正する規定・約款】

- ・ 振替決済口座管理規定（別紙1）
- ・ 一般債振替決済口座管理規定（別紙2）
- ・ 投資信託受益権振替決済口座管理規定（別紙3）
- ・ 投資信託定時定額購入サービス取扱規定（別紙4）
- ・ 自動けいぞく（累積）投資約款（別紙5）
- ・ 特定口座約款（別紙6）
- ・ 口座振替約款【新設】（別紙7）

【主な改正内容】

- ・ 個人のお客さまから投資信託と公共債の取引口座開設時に届出いただいているお届け印を、購入代金や解約金等の入出金用にご指定していただく指定預金口座のお届け印と同一とし、押印を不要とします。
- ・ 購入代金は指定預金口座からの口座振替により引落しする「口座振替約款」を制定し、払戻請求書の記入を不要とします。
- ・ 投資信託の分配金の再投資や投資信託定時定額購入サービスにおける累積投資取引契約について、投資信託の口座開設申込書ならびに投資信託定時定額購入サービス申込書に内容を盛り込み、別途のお申込みを不要とします。なお、現在お申込みをされていないお客さまについても、お申込みをしていただいたものとみなします。
- ・ 残高がないまま相当な期間が経過している投資信託口座について、お客さまからのお申出によらずに解約させていただくことがございます。

【改正日】

10月7日（月）

本件についてのお問合せは、お取引店 または 事務統括部金融商品管理室（019-624-8593）までお願いします。

以上